

MY企業年金通信

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項（※）	あり			なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

下限予定利率及び最低積立基準額の算定に用いる予定利率の改正について

ポイント

◆令和5年3月6日に、次の告示が公布されました。

- ・DB規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（令和5年3月6日厚生労働省告示第61号）（注1）
- ・DB規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（令和5年3月6日厚生労働省告示第60号）（注1）

1. 掛金計算に適用される予定利率の下限（いわゆる「下限予定利率」）

○改正内容：令和5年度は年率0.0%となります。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までを計算基準日とする財政計算の予定利率は、0.0%を下回ることはできません。

年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
下限予定利率	0.0%	0.0%	0.0%	▲0.1%	0.0%

2. 最低積立基準額の算定に用いる予定利率

○改正内容：令和5年4月1日から令和6年3月31日までを事業年度末日とする財政検証時の最低積立基準額の計算及び同期間内の日を計算基準日とするDBの終了時等の最低積立基準額の計算に予定利率 0.71%が適用されます。（注2）

年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
予定利率	0.71%	0.66%	0.63%	0.81%	1.05%

（注1）確定給付企業年金法施行規則をDB規則と略号で表示しています

告示（第61号） <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H230306T0020.pdf>

告示（第60号） <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H230306T0010.pdf>

（注2）労働組合等の同意（規約型は厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合（ない場合は過半数を代表する者）の同意、基金型は代議員会での議決）を得た場合、予定利率を0.21%～1.21%の調整幅内で設定可能

明治安田生命保険相互会社
 団体年金サービス部 団体年金設計グループ
 TEL：03 - 3590 - 4842